

# 教 養 部

## ま え が き

富山大学教養部は昭和42(1967)年4月1日に文部省令改正による官制教養部として設置された。以後平成5(1993)年3月31日に廃止されるまでの26年間の歩みを記述するに当たり、まずその設置に至る経緯の若干をふり返って、それを教養部史の最初の章としたい。大学史全体の総説編および他の部局

編と重複する恐れはあるものの、この設置の経緯の裡にこそ、以後教養部が直面せざるを得なかった困難な諸問題の源泉がある、と思われるからである。従って第2章以下は、その「諸問題」解決への努力の過程を示すものともなるであろう。

## 第 1 章 教養部の設置

### 第 1 節 大学と一般教育

今年(1999年)創立50周年を迎えることとなる国立大学は、そのすべてが昭和24(1949)年に発足したいわゆる「新制大学」であって、戦前の大学と比較してその教育体制の最大の相違は、専門教育と共に一般教育をも併せ行わねばならぬ点にあった。

ここでいささか蛇足ながら「一般教育」の定義の1例を挙げて置くならば、一般教育の目標は「すべての学生に対し、その専門の如何にかかわらず、人生と学問体系における自分の専門の正しい位置を理解させるとともに、将来彼等が社会人として行動する時に必要と考えられる教養を与えること」(国立大学協会『大学における一般教育について』昭和37年7月)であり、また専門教育と一般教育との関係については、「一方が特殊化された専門知識の修得、技術の訓練であるのに対し、他方は諸科学の全般的展望とそれらの相互関係に対する理解を与えるもの」(同前)として「互いに相補的な関係に

立つ」(同前)と位置付けられるであろう。

従って、教育機関としての大学は、専門人であると同時に教養人でもある人材を育成する社会的使命を負うこととなり、それを実現するための具体的方策として、学生は、その所属する学部の如何を問わず、学部所定の専門教育科目と共に一般教育科目(外国語・保健体育を含む)の必要単位の取得を卒業の要件とされたのである。

いわゆる旧制高等学校ないしはそれに類する高等教育機関の卒業が入学の条件であった戦前の大学においては、諸科学分野の専門的研究と教育がその使命であって、そこでは「一般教育」なるものはその概念すら存在しなかった、と言っても過言ではないであろう。それ故、新制大学において一般教育が実施されるためには、旧制高等学校等の教育機関が「大学」の名のもとに統合されたのは必然の結果であった。またこのことは、高等教育を少数者の特権ではなく、多数のために開かれた機会たらしめようとする学制改革の根本理念に基づくものであって、戦後日本の社会の在り方を象徴する大きな変革のひ

とつてであろう。

しかしながら、多数の学生に対して、大学という同一の場で4年という短期間に、専門教育と一般教育を併せ行うという制度が内に抱えた困難な諸問題は、時と共に顕在化し、現在もなお根本的な解決に至ることなく存在しているのである。

## 第2節 教養部設置の機運

本学における一般教育は、旧制富山高等学校を前身とする文理学部をその主要な担当部局として発足した。その実施体制をここに論述するのはもちろん越権であるが、あえて一言すれば、それは一般教育のあるべき姿を模索し続ける段階にあった、と言えよう。これは本学のみならず一般的な現象であった。大学における一般教育の実施体制には、抜本的な改革が必要とされてきたのである。

昭和38(1963)年1月、文部省の諮問機関である中央教育審議会から、前節に引用した国大協の文書を受ける形で、『大学教育の改善について』という答申が出されたが、その中では、「一般教育を自主性と責任をもって」(同答申)担当する組織としての独立した部局の設置、という方向付けがなされた。その結果、昭和40(1965)年から同43(1968)年までの間に、全国の国立大学のうち33校に「教養部」が設置されたのである。

本学の文理学部にあっては、その創立の当初から内蔵していた矛盾の解消を目指して、文・理2学部への発展と一般教育の分離、という理想が追求されてきたが、何らかの改組が現実味を帯びはじめたのは、前述の中教審答申以後の趨勢と、折からの学生急増対策とをからめた昭和39(1964)年ころからであった。本学側の理想案と文部省の抑制的姿勢との困難な折衝が続く中から、文系学部の設置は至難であり、また「教養学部」はもう新設しないという本省の方針が明らかとなるなどの過程を経て、「2学部・1教養部」の実現は不可能との結論に達した文理学部教授会は、昭和42年度に改組を実現しなければ、以降はますます不利になる、との情勢判断のもとに、昭和41(1966)年6月17日の教授会において、学生増と教官定員増によるいわゆる「大文理学部」

と「教養部」とに改組することを議決したのである。

## 第3節 教養部の実現

教養部の設置について、本学評議会では昭和42年度概算要求作製の時期に当たる同41(1966)年6月ころから審議されはじめた。そこでは各学部から教養部へ教官定員を配置換えする学内協力態勢が理想とされたが、現実には薬・工両学部の協力が得られず、また、その設置を全学要求の第1位とする論もまとまらず、要求順位は学長・事務局長に一任することとなった、等の経緯が当時の議事録(41年度第3回評議会議事録)から窺える。

その後、同41年12月には、教養部設置の具体案を作製するため、全学的な「教養部設立準備委員会」を年明けに設けることが評議会で決定されたが、同委員会規則が制定されたのは、ようやく42(1967)年2月17日のことであった。文理学部教授会において同委員会の委員1名が選出されたのは2月22日と記録されているが、他の学部においても事情は大同小異であったであろう。その後の同委員会の審議内容については、資料を欠くためにここに記すことはできないが、極めて短時日の間に事が運ばれたことは想像に難しくない。42年3月8日の文理学部教授会議事録には、同委員会からの報告として、教養部の正式発足は6月ころであり、それまでの間、新入生は文理学部長の管理のもとに置かれる旨が記録されている。しかるに、3月22日の同教授会議事録によれば、教養部は法律改正を待たず、政府暫定予算で省令改正により4月発足を目標とすることとなった。また、これより先、3月15日の評議会議事録には42年度概算要求に対する文部省内示の内容が記載されており、それによれば、新設教養部の教官定員は33名、また文理学部の学生定員は文学科60名(20名増)理学科125名(65名増)となっていた。

かくして昭和42年4月1日、富山大学教養部はともかくも発足したが、教官定員33名中、文理学部から26名、教育学部から保健体育担当の教官2名の配置換え、残り5名は欠員のままであり、教養部長は当分の間学長がその事務を取り扱い(併任)、校舎

の増築をみるまでは教授会開催の場も本部や文理学部の会議室、時には図書館閲覧室を転々としなければならなかった。また、教養部運営の基本的な重要事項は、全学より選出された委員からなる「教養部運営協議会」の承認を得ることを必要とされたのである。ちなみに、昭和42年度の全学入学者数は878名、それを迎える教養部教官の実員は前述のごとく28名、また事務部は事務長以下臨時用務員までを含めて23名であった。

以上に略述した経緯を省みれば、本学における教養部の設置は、大学の一般教育の整備充実を目指す

教育行政の要請に応えるという形はとりながらも、その実情は全学的な理解と協力に乏しく、単に文理学部の拡大改組に伴う教養部の派生、という現象を呈したと言わざるを得ないであろう。

(もちろん、この状況は本学に限らず、この時期に設置された国立大学の教養部全般についても同様であった。その後、全国国立大学教養部長会議が毎年開催されるに及んで、その傍ら、本学と同様に文理学部を前身とする「12大学教養部長会議」が開かれ、相互の情報交換と問題解決の方途を探る場となったことも、この辺の事情を物語るものである。)

## 第2章 教育体制の推移

### 第1節 授業科目

#### (1) 発足当時の実状

教養部に在籍する学生に対して行う授業はもっぱら一般教育であって、専門教育とは区別されているべきものであることは既述のとおりであるが、教養部発足当時においては、いわゆる「一般教育」は一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の3科目に分類され、そのうち一般教育科目はさらに人文・社会・自然の3分野（当初は「系列」と称した）に区分された。外国語科目は英語・ドイツ語・フランス語・ラテン語から成り、保健体育科目には「講義」と「実技」の別があった。

学生は入学と同時にすべて教養部に在籍し、1年次前期・同後期・2年次前期の3期1年半の間に上記の教育科目を履修した後に専門学部へ移行することを原則とする、いわゆる「横割り」式の制度であり、一般教育科目については、上記の3分野から各分野につきそれぞれ3授業科目（1科目4単位）ずつ計9科目36単位、外国語科目は英語・ドイツ語各8単位必修、フランス語（4単位）・ラテン語（2単位）は自由単位とされ、保健体育科目は講義2単位、実技2単位（うち1単位は専門学部移行後に履修）以上合計56単位を履修することが卒業の要件であった。

昭和42（1967）年当時の授業科目を図示すれば下のごとくである。

表1 昭和42年度

科目・系列	授業科目
一般教育科目	人文科学系 哲学・倫理学・心理学・歴史学・文学・音楽・美術
	社会科学系 法学・経済学・統計学・政治学・地理学・社会学
	自然科学系 数学・物理学・化学・生物学・地学
外国語科目	英語・ドイツ語・フランス語・ラテン語
保健体育科目	保健体育（講義・実技）

表1中授業科目のうち、×印は教官定員の配置のないもの、印は定員の配置はあるが42年度中に実員化しなかったものを示す。こうした科目の授業の実施は学内外の非常勤講師に依らざるを得ず、特に社会科学系列の教官の充足は急を要したが、この系列担当の教官がすべて実員化したのは昭和50年度においてである。音楽・美術・ラテン語については、教養部廃止に至るまで遂に定員は配置されなかった。

（なお、「歴史学」は日本史・東洋史・西洋史の3授業科目によりなるが、教官定員は「歴史学」として2名配置。）

#### (2) 授業科目の増設

いわゆる大学紛争も終息に近づいた昭和45（1970）年、大学設置基準の一部改正によって、一般教育科目のひとつとして「総合科目」の開設が可能となった。これは既存の授業科目の枠にとらわれることなく、あるテーマについて広域的あるいは境界領域的（学際的）な観点から、学生自身に自主的な総合的判断力を養わせようとする目的を持つものであった、と言えよう。当教養部においては昭和47年度に設けられ、授業科目として「環境科学」が発足したのが最初であり、翌48年度には「現代社会論」がこれに加わったが、教官定員は共につかなかった。ようやく52年度に2名の定員が認められ（実員化は53年）、「環境科学」は「社会環境論」と「自然環境論」の2授業科目に分かれた。54（1979）年には「自然と文化」・「富山の自然」、59（1984）年には「情報と科学」、61（1986）年には「人権と差別」、平成2（1990）年に「地球環境論」が開設され、その結果、総合科目は一般教育科目の中の人文・社会・自然に次ぐ4番目の分野として、8種の授業科目を有するまでになったのである。

総合科目の授業科目はその性質上複数の教官によって担当されることが多かったが、二つ以上の分野



(または授業科目)にまたがる内容を持つテーマの性質上、各担当者は自己の研究成果を独自に提示するにとどまらず、他の担当者の授業との有機的結合が意識される必要があり、様々な試行錯誤の努力がなされつつあるうちに、教養部の廃止を迎えた。

なお、特筆すべきものに、平成3(1991)年10月より実施された「教養ゼミナール」がある。これは一般教育科目中の授業科目であるが、どの分野にも属さず、大教室での一方通行的な授業の欠点を補う目的で比較的小人数の学生を対象にし、担当教官の研究領域を生かしたテーマをめぐって学生の発表・討論を軸にした、いわゆるセミナー方式の授業であって、学生の自発的な勉学意欲を促すと共に、教官の専門的教育研究活動にも資する狙いであった。しかしながら教官数・教室数・時間割等の制約によって、学生が履修できる「教養ゼミナール」は1学期1科目(4単位)にとどめざるを得なかった。

外国語科目については、昭和46年度に「中国語」と「ロシア語」が開設され(教官定員なし)、52(1977)年には既設のフランス語に教官定員が配置され、翌53年に中国語にも定員が認められた。また同年には外国人非常勤講師による「英会話」・「ドイツ語会話」が加わっている。56(1981)年には「朝鮮語」が開設されて(定員なし)最終的には、英・独・仏・中・ロ・朝・ラテンの7カ国語が授業科目として存在したことになる。

保健体育科目においては、昭和52年度から「講義」が「体育講義」と「保健講義」の2授業科目に分けられた。

なお、一般教育・外国語・保健体育の3教育科目に加えて、平成2年度から「日本語・日本事情に関する科目」が新設された。言うまでもなく、これは次第に増加する海外からの留学生を対象とするものであり、翌平成3年には教官定員(1名)も実員化し、「日本語」・「日本事情」各8単位の授業が行われることになった。

以上に略述した経過を辿って、教養部における授業科目数は昭和42(1967)年当初の25科目から平成5(1993)年その廃止当時の55科目にまで、26年間に倍以上の増加をみた。なお、授業執行の責任組織であり教官配置の基礎となる「学科目」は26を数える。前項(1)の表1と対比のため、平成4年度の

科目表を次に掲げておく。

学生は表2の授業科目のうち、一般教育科目の人文・社会・自然の3分野から2科目ずつ計6科目24単位(1科目は4単位)更にこの3分野および総合の分野と教養ゼミナールから12単位以上を選択し合計36単位以上、外国語科目は7外国語のうち2外国語各8単位ずつ計16単位(ただし外国人留学生は「日本語」8単位を含む。また印は自由単位)保健体育科目は体育講義1単位、保健講義1単位、体育実技2単位(うち1単位は専門学部移行後に履修)の計4単位、総計56単位以上を履修することを卒業の要件とされたのである。

表2 平成4年度

分野	学科目	授業科目	単位数	分野	学科目	授業科目	単位数		
一般教育科目	人文学	哲学	4	総合科目	環境科学	社会環境論	4		
		哲学	2			自然環境論	4		
		論理学	2			現代社会論	2		
	倫理学	倫理学	4			富山の自然	2		
	心理学	心理学	4			情報と科学	2		
		心理学演習	2			自然と文化	2		
		歴史学	日本史		4		人権と差別	4	
			東洋史		4		地球環境論	2	
			西洋史		4		教養ゼミナール	4	
	文学	文学	4		外国語科目	英語	英語	8	
	音楽	音楽	4					英会話	3
	美術	美術	美術			4	ドイツ語	ドイツ語	8
								ドイツ語会話	2
	社会学	法学	法学			4	フランス語	フランス語	8
		日本国憲法	2			中国語		中国語	8
社会学	経済学	経済学	4	ラテン語		ラテン語	2		
	統計学	統計学	4				ロシア語	8	
社会学	政治学	政治学	4			朝鮮語	8		
	地理学	地理学	4	保健体育科目		体育講義	1		
自然科学	数学	社会学	社会学		4	保健講義	1		
		数学	数学		4	体育実技	2		
		微積分学	2	日本語・日本事情	日本語	8			
		線形代数	2		日本事情	6			
応用数学	2	備考1	同一学科目における印の授業科目は、組合わせて修得してもすべて卒業要件単位として認めるが、そのうち4単位のみを規則第5条第1号に定める人文、社会および自然の各分野における一つの授業科目を修得したものとみなす。						
物理学	物理学		4						
	物理学実験		1						
化学	化学		4						
	化学実験		1						
生物学	生物学		4						
	生物学実験		1						
地学	地学		4						
	天文学		2						
	地学実験		1						

## 第2節 教官数と学生数

既述（第1章第3節）のごとく、昭和42年教養部発足当時の教官定員33名（うち5名は欠員）に対し、学生募集定員は875名で、これは教官1人当たり26.5人の学生数となる。これを教養部最終年度となる平成4年度の教官定員66、学生定員1,512、教官1人当たりの学生数21.6人と対比すれば、教育環境は、教室等の増設と共に、極めて徐々にではあるが改善されつつあったと言える。

ちなみに、当教養部のこれらの数値は、全国の国立大学教養部の中でどのような位置を占めていたのだろうか。それを的確に示すことは極めて困難であるが、幸い「富山大学教養部自己点検評価報告書（平成4年度）」の中に「広島大学教養部改組案（第2次）昭和46年」からの引用として、18校（本学を含まず）の国立大学教養部の教官定員と学生定員が表示されており、それによって幾らかの概念を得ることができる。

以下の数値はその表から概算した昭和46（1971）年当時のものである。この18校のうち10校までが、本学と同じく文理学部を前身とした教養部であるので、それを比較の対象としたい。まず、この10校のうち、教官1人当たり学生数の最も多いのは千葉大学の28.3人、最も少ないのは信州大学の13.2人であって、大学によって事情は大いに異なることを窺わせる。この昭和46年度における本学教養部の教官1人当たり学生数は24.7人（教官37、学生915）であって、この数値よりも高い学生数を持つ大学は3校、他の7校はすべて本学よりも低い、という結果が出ている。また、この10校の平均値は21.6人であって、これによっても本学教養部の教官定員数は比較的少ないことが証明されよう。（文理学部以外の前身を持つ残り8校には東大や京大も名を列ねていて、その平均値は15.9人である。

なお、これらの概算の基礎となった上述の表を以下に掲げておくと、この表における学生定員とは教養部に在籍する1年次・2年次の学生の合計数であり、コンマ5という数値は在籍が1.5年の大学、それ以外は在籍2年とし、それに基づいて学生募集定員を算出した。したがって、あくまで概数であるこ

表3 他大学教養部の状況

大学	学生定員a	教官定員b	a/b	大学	学生定員b	教官定員a	a/b
東京	6,130.0	346	17.72	広島	4,020.0	133	30.23
九州	3,098.0	144	21.51	鹿児島	2,092.5	62	33.75
名古屋	3,786.0	138	21.63	弘前	1,192.5	34	35.07
神戸	3,602.0	143	25.19	岡山	2,047.5	56	36.56
信州	1,345.0	51	26.37	茨城	1,575.0	39	40.38
京都	5,092.0	125	27.52	埼玉	1,740.0	43	40.46
山形	1,762.5	60	29.37	山口	1,687.5	40	42.19
金沢	1,852.5	63	29.40	千葉	2,332.5	55	42.41
静岡	2,040.0	69	29.56	愛媛	2,010.0	39	51.54

（「広島大学教養部改組案（第2次）昭和46年」より）

とを断っておく。表中 印のものは文理学部を前身とする教養部である。）

本節の冒頭に見たように、教養部最終年度における教官定員と学生募集定員は、発足当初に比べて前者は2倍、後者は約1.7倍となっており、学生数の増加と共に教官数が増えるのは当然のことであるが、学生増に依らない教官増、すなわち「学科目整備」と称するいわゆる「純増」は、教養部26年間に僅かに5件6名に過ぎない。

一方、学生数の増加は、単に量的増大に止まらず、授業内容の質的多様化をももたらし、それに応えるため、授業科目数は当初よりも倍以上に増えた（前節参照）。しかしこの多様化する授業を定員の専任教官のみで担当することは、量的にも質的にも当然不可能であって、ここに教養部における非常勤講師への依存度の高さ、という問題が派生する。試みに平成4年度前期の1週間当たりの授業について、その依存度を計算すると下表の数値が得られる。

すなわち教養部の授業の約40%は非専任の教官によって行われていたのであって、その人数は専任教官の倍近くありながら、その平均の持時間数は1人当たり僅かに3.6時間という低さであった。また、その任用に際しては各人の来講可能な曜日と時間帯を優先させる結果、全体のカリキュラムの編成や時間割の作成に影響を及ぼした。さらに、一旦任用し

表4

	専任教官	学内併任	学外非常勤	計
人数	66	37	75	178
持時間	615	103	304	1,022
%	60.2	10.0	29.8	100

た非常勤講師は長年にわたって勤続することが多く、授業内容の慢性化をもたらすという教育効果上の問題も生じたのである。

### 第 3 節 専門移行とその条件

第 1 節に述べたように、本学の学生は入学と同時に教養部に在籍し、1年半の履修期間中に所定の単位を取得した後、各専門学部へ移行することを原則とした。このいわゆる「横割り」制度からは、専門移行の条件は如何にあるべきか、という問題が必然的に生じてくる。専門教育課程へ進めない学生は教養部に「留年」し、結果として4年間での大学卒業は不可能となるからである。

昭和42(1967)年10月には、41年度入学生の専門移行を教養部として初めて取り扱うこととなったが、この際には、文理学部が一般教養を担当していた従前の例に従って、下に掲げる「履修規定内規」によるほかはなかった。

富山大学一般教育課程履修内規  
(昭和29.12.27制定)

第 2 条 専門教育課程を履修するには、一般教育科目ならびに外国語科目について、その必修単位の4分の3以上を修得していなくてはならない。ただし、各学部学科により、その限度を高めることがある。

表 5

文理学部	文学科	人文・社会・自然・英語・ドイツ語、合計52単位のうち39単位以上
	理学科	人文・社会、計20単位以上、自然3科目12単位以上、英語・ドイツ語、各8単位、計16単位合計48単位以上
教育学部		人文・社会・自然、各3科目12単位、計36単位のうち32単位以上、英語・ドイツ語各8単位、計16単位のうち14単位以上、合計46単位以上
経済学部		人文・社会・自然、各3科目12単位計36単位、英語・ドイツ語、各8単位計16単位、合計52単位
薬学部		人文・社会、計18単位以上、自然4科目17単位以上(ただし、実験3単位を含む。)英語・ドイツ語、計14単位以上、合計49単位以上
工学部		人文・社会、各3科目12単位、計24単位のうち20単位以上、自然3科目12単位のうち11単位以上、英語・ドイツ語、各8単位計16単位のうち15単位以上、合計46単位以上

(昭和42年度第16回教養部教授会資料より)

この「内規」が示すごとく、教養部設置以前の専門移行条件には、2つの問題があった。ひとつは専門教育課程に進んでからも、一般教育の4分の1を履修し得るとする、いわゆる「くさび型」を原則としているという点であり、他のひとつは、この原則にもかかわらず、各専門学部がそれぞれの教育上の利害から「横割り型」を志向している、という点である。前者の原則で良しとするのは文理学部文学科のみであり、他の学部学科はすべて許容限度を高め、経済学部に至っては移行前に一般教育全単位の取得を要求していた。このような状況を制度的に改善することも新設教養部の仕事のひとつであったのである。なお、参考のため、この「内規」による昭和42年10月の専門移行数を表示しておく。

以後、昭和42年秋から43(1968)年春にかけて、移行条件についての折衝が教養部運営協議会(全学組織)を場として各学部にたいし精力的に行われた。この間、新設教養部の主体性を確立しようとする教養部教授会は、全学部同一の条件であることを主張し、1年半在籍のあと無条件で移行という極端論や、卒業要件の56単位中(第1節参照)46単位以上の取得をもって移行させる現実案などを提示したが、何

表 6 各学部専門教育課程移行可否一覧表(昭和42年10月)

学部	学科	対象学生数	移行許可者	移行不許可	備考
文	文	47	43	4	23
	理	70	58	12	34
理	計	117	101	16	57
	小	107	105	2	80
教	中	51	49	2	29
	計	158	154	4	109
経	済	170	144	26	111
薬	薬	57	54	3	28
	製薬	50	46	4	24
学	計	107	100	7	52
	電	41	35	6	26
工	工化	51	44	7	24
	金	39	32	7	15
学	機	56	50	6	29
	生	43	38	5	21
学	化工	42	36	6	19
	計	272	235	37	134
合	計	824	734	90	463

備考：一般教育科目、外国語科目完全取得者数

(昭和42年度第16回教養部教授会資料より)



れも同意を得るに至らず、結局、43年5月の運営協議会において、専門課程で履修する体育実技1単位を除いた全単位(55)の取得を移行条件の原則とすることで、全学的な一致をみたのである。

これは従来の「内規」に比べて極めて厳しい条件であることに配慮して、教養部は同年6月8日の教授会で、専門移行の新内規に「当分の間教授会の議を経て特別の措置をすることが出来る」旨の「ただし書」を付することとなった。また、この規定は43年度入学生から適用され、42年度入学生はなお従来の例によることも確認された。

その後いわゆる「大学紛争」の混乱を経て漸く正常の授業状態に戻りつつあった昭和46年度の資料に依って、専門移行の一例を挙げれば、同年10月16日の教授会において45年度入学生883名について審議し、まず55単位完結者584名の移行を認定し、次に「ただし書」を適用して、4単位までの不足者234名も加え、計818名を移行させることとし、各学部と折衝することになった。その結果が11月8日の教授会で部長より報告され、それによれば、文理学部文学科、教育・経済・工の各学部は教養部案を了承したが、文理学部理学科は3単位までの不足を、薬学部は1単位のみ不足を認め、結果として移行数は当初よりも4名減の814名、留年数は69名となった。この年の移行条件が比較的緩やかであるのは、なおも尾をひく大学紛争の影響を考慮したものであり、この移行に際して、工学部長より「漸次全単位修得を条件とすることに近づけてほしい」旨の要望があったことも報告されている。

その後も毎年こうした措置をとり続けて5年が経過した昭和51(1976)年10月、専門移行を審議した教授会は、55単位完結の原則に加えて、なお場合によっては2単位不足者の移行をも部長裁量で認めることを改めて決定した。全単位完結の原則が漸く常識化し、この年の移行主体である50年度入学生1,069名のうち完結者は947名で88.6%の高率を示していたのである(前述45年度入学生の場合完結者は66.1%)。

昭和52年度には文理学部が人文・理の2学部で改組されて現行の5学部制となったが、55(1980)年10月の専門移行において人文学部は2単位不足者の受け入れを表明した。この結果、同学部54年度入学

表7

学生	学部	人文	教育	経済	理	工	計
平成元年入学	在学数	189	240	368	196	368	1,361
	移行該当数	178	227	331	161	303	1,200
	不許可数	11	13	37	35	65	161
	移行率%	94.2	94.6	89.9	81.6	82.3	88.2
平成2年入学	在学数	184	237	365	198	408	1,392
	移行該当数	166	224	308	141	318	1,157
	不許可数	18	13	57	57	90	235
	移行率%	90.2	94.5	84.4	71.2	77.9	83.1
平成3年入学	在学数	203	236	397	205	406	1,447
	移行該当数	190	224	363	166	331	1,274
	不許可数	13	12	34	39	75	173
	移行率%	93.6	94.9	91.4	81.0	81.5	88.0

生(160名)の未完結者18名のうち11名が移行を認められ、留年生は僅かに7名となった。また、57年度には教育学部が、さらに63年度には経済学部が、同じく2単位不足者の受け入れを決定し、以後、教養部の廃止に至るまで、理・工の2学部は全単位完結を、他の3学部は2単位不足までを、専門移行の条件としたのである。試みに教養部最後の3年間の移行状況を各年度の教授会資料によって表示すれば、表7のごとくなる。

ちなみに、移行率の記載は昭和63年度入学生に対する移行認定教授会(平成元年10月11日)ではじめて指示されたものであり、このことは「留年」の問題が極めて顕著に意識されだしたことを物語っている。「横割り」方式をとる以上、留年は必然的に生じる現象であって、教養教育のあり方、ひいては教養部の存在自体が問われる要素のひとつでもあったのである。

## 第4節 教育施設(校舎)

第1章第3節に略述したごとく、本学における教養部の設置は、周到な検討と十分な時間的余裕のもとに実現したのでは決してなかった。従って、当初は文理学部に同居を余儀なくされ、教養部がその独自の施設を所有したのは、ようやく設置後1年を経たからであった。すなわち昭和42(1976)年5月4日の教養部教授会(大学本部にて開催)においてはじめて増築計画が明らかとなり、既設の文理学部北



側の部分を黒田講堂に並行に4階建てで西方へ約32メートル延長し、さらに内庭に2階建ての教室部分を付置する案が承認された。建物の総面積2,076平方メートル（小数点以下切捨て。以下同じ）うち教室の面積は200人用中教室（174平方メートル）4教室、90人用（115平方メートル）・60人用（86平方メートル）各2室ずつ、計1,092平方メートルであり、残り984平方メートルを事務系各係室・部長室・会議室などの管理部門と廊下・階段・便所などが占めた（付図1参照）。この計画に基づいて同年7月下旬には入札発注、翌43年度第1回教授会（4月10日）は新校舎の自前の会議室で開かれたのである。かくして、教育施設面での基礎的態勢はこの年に定まったといえよう。

その後、入学定員の増加は必然的に校舎の増築を促し、昭和49年度には内庭の2階建て教室部分に隣接する形で、4階建て総面積2,100平方メートルの教育棟が建設された。70人用教室（98平方メートル）10室、ゼミナール室（76平方メートル）2室、計1,132平方メートルが教室部分、残りは廊下・ホール・作業員室・器材室・便所等であり、「新館」と呼ばれて、外国人など少人数の授業に利用されることが多かった。なお、この増築に関し、教養部教授会は48（1973）年5月および49（1974）年1月にその要求案を採択しているが、実現した建物は、全体の規模は要求と大差はないものの、その内部構造は要求案とはかなり違ったものであった。その経緯は不明であり、実現した建物の基礎図面も現在は見当たらない。現存する図面的資料としては、次に述べる52年度増築計画に関する図面があるのみであって、上述の教室面積等はこの資料（付図2）の印部分に依るものである。

昭和52（1977）年10月26日の教授会では、「文理学部改組に伴う教養部校舎新営」が審議され、既設校舎の西側に付設する形で総面積1,615平方メー

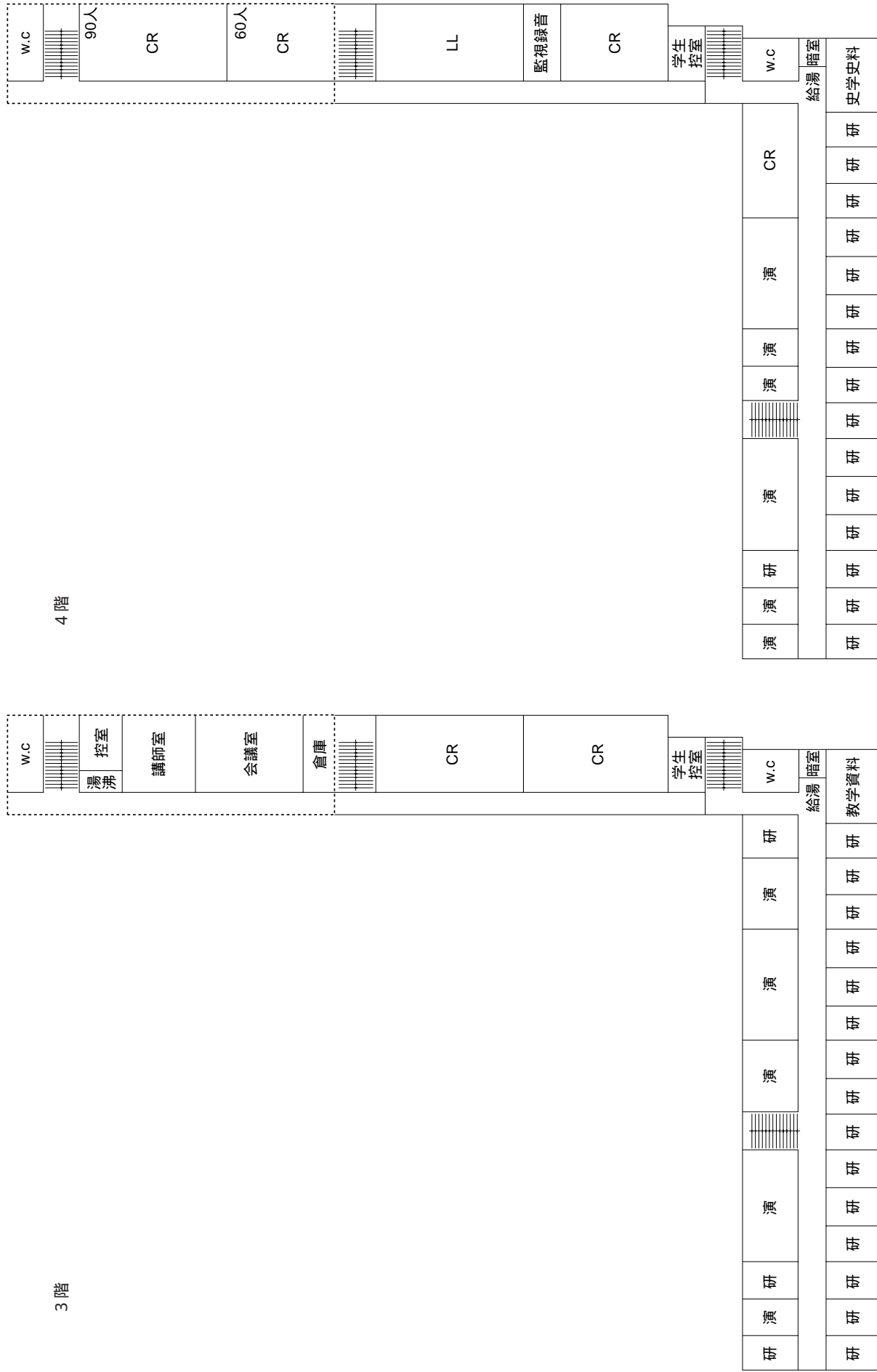
ルの4階建て校舎の増築が決定した（付図2参照）。この校舎は文理学部改組後の人文学部と教養部との間の「基準建物坪数の振替」を目的とするものであり、人文学部校舎に存在した教養部教官研究室（付図2参照）の移設が主眼であった。従って、総面積の約半数780平方メートルは研究室であり、教室部分は2階建て3室計280平方メートルに過ぎなかった（付図2-2参照）。なおこの教室部分のうち1階の2室も後に教官研究室等に改造されており、この増築全体は「研究棟」と呼ぶにふさわしいものであった。また、この棟には主として人文・社会・外国語の3分野の研究室があり、自然科学の教官研究室は理学部の建物内に居を占め、保健体育のそれは教育学部の敷地内に別棟を構えていたことを付記しておく。

教養部校舎の増築としてはこの教官棟が最後であり、以後教養部の廃止に至る15年の間に大きな改築は見られなかった。この間に学生の入学定員は400名近く増加しており、当然のことながら教室の不足を来して、特に受講生全員の出席を前提としなければならぬ期末試験の在り方に変化を与え、ひいては授業の形態や内容にもその影響は及んだのである。

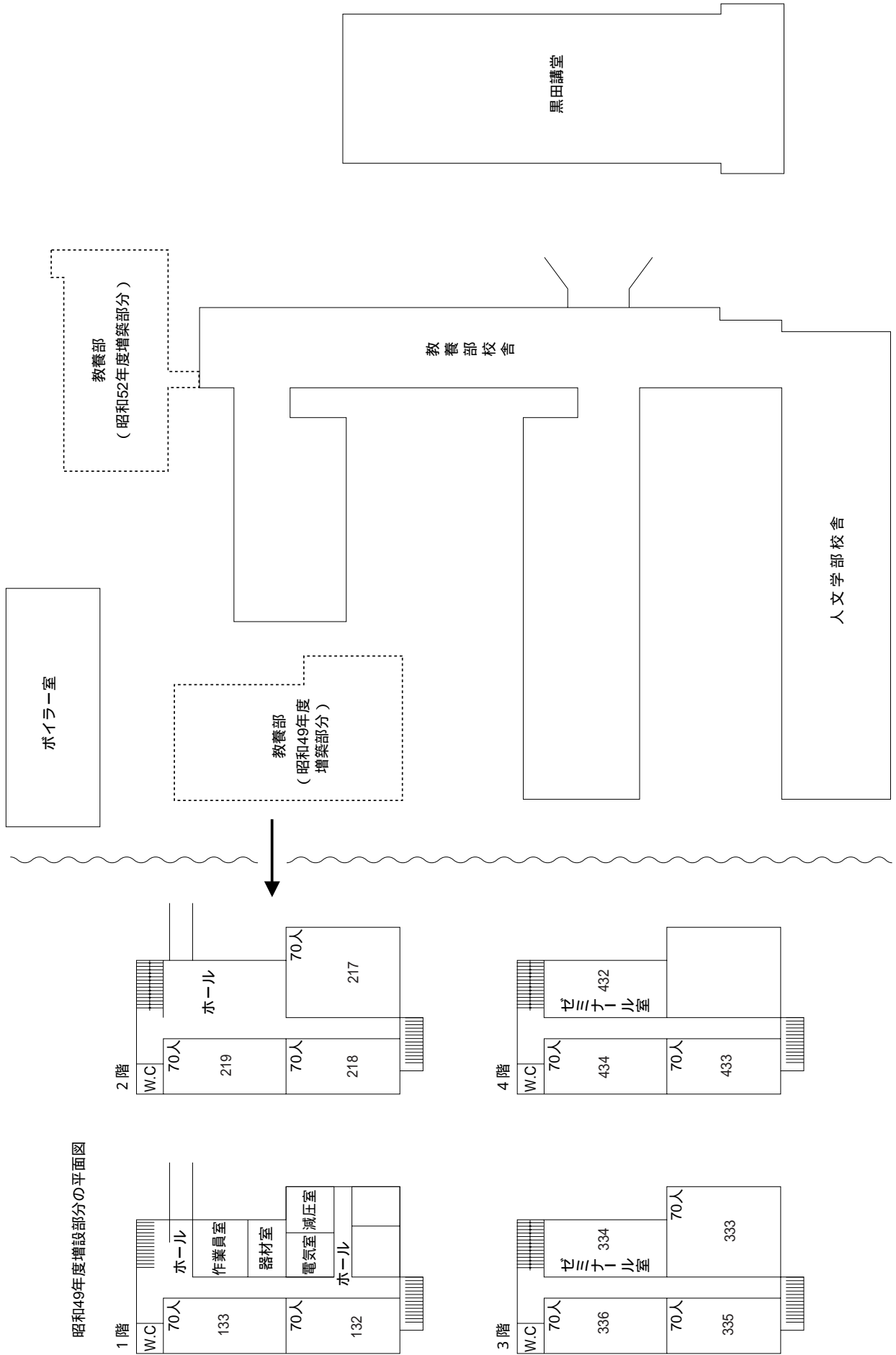
（付記）

昭和61年度の経済学部改組に伴い、教養部においても同年度から「経済学部夜間主コース」が開設された。学生定員1学年60名、授業時間は午後5時50分から9時までの間に90分授業2コマ。必要単位は一般教育科目32、外国語科目12、保健体育科目4、計48単位。4期制（2年間）とし、3・4期には専門課程の授業も行う、いわゆるくさび型を採用した。開設授業科目は原則として専任教官が配置されている科目とし、当初の授業は専任教官が担当したが、後には非常勤講師にも担当を依頼するようになった。





付図 2 - 1 富山大学教養部校舎（文理学部改組による）平面図







## 第3章 学生問題への対応

### 第1節 基本的体制

専門学部と同じく教養部においても、学生の問題を専ら扱う公的な審議機関としては、教養部長を委員長とし教授会で互選された10名（原則）の教官を委員とする補導委員会があり、学生に対する事務上の窓口としては学生係（昭和53年度に教務係より独立）があった。また、学生の私的な相談に応じる助言教官制度も、一般教育を担当した文理学部から引き継がれたが、当時は学生名簿の順に機械的に割り当てていたものを、教養部においては学生に教官を選択させる方法に改められた。

しかしながら、細分化された学問領域での少人数教育によっていわゆる師弟関係の成立が可能な専門学部とは異なり、教養部にあっては、教官と学生とが人間的に触れ合う一般的な場は、特殊な場合を除いて、ほとんどなかったと言っても過言ではない。従ってそこでは大学当局を管理者としてのみ位置付けようとする一部学生の思想や行動が突出する一方、いわゆる一般学生は教養部を専門課程への通過段階と捉える傾向が強まっていった。

しかしその「一部学生」の意識も、教養部発足の当初においてはさほど先鋭化したものではなかった。右記に掲げる一文はその歴史的資料としての価値を有するものであろう。

これは昭和42（1967）年4月19日開催の教養部教授会（発足年度第2回目）に提出された資料のひとつであるが、「先生方といっしょにお話ししたい」という文言は、教官と同列でありたいという意識を含むものとしても、なおある種の信頼関係を前提にした表現であり、全体としては幼稚ささえ感じさせる文面であろう。なお、「一般教育自治会」が文理学部時代から存在したこと、「話し合い」は過去にも行われていたこと、要望の相手が教授会ではなく、教養部長個人であることなどが注目し値しよう。一

方この要望に対し教授会議事録には「一般教育自治会から教官との話し合いを求めていることについて、議長から各教官に出席の依頼があり、授業に差し支えない範囲で参加することを了承された」（原文のまま）と記載されており、教養部長が各教官に個人の資格での出席を任せる、という形をとっている。また、次回教授会の報告事項の中に、「4月25日教養部学生と懇談会の経緯について」という項目名だけが挙げられており、「話し合い」が要望どおりの日時に行われたことを窺わせるが、その内容については残念ながら一言も記されていない。

この「要望書」の提出からほぼ3年半が過ぎた昭和45（1970）年9月30日開催の教授会資料には、次の文書が残されている。

要 望 書

私達学生は講義の開始期である現在一般教養の授業などについて、教養部所属の先生方といっしょにお話ししたいと思っております。

それで左記の要望で行いたいと思しますので、横田教養部長殿におきましては、教養部所属の先生方にぜひ出席して下さいようお願い下さるようによろしく要望致します。

一、日時 四月二十五日（火）午後三時から五時まで

一、内容 一般教養の授業などについて

一、出席者 先生……教養部所属教官

          学生……各クラス代表（計五十名）

一、場所 教養部二二三番教室

横田教養部長殿へ

一般教育自治会執行委員長  
塚 本 信 二

（注記）  
前回（一月十九日）の開催時に、前文理学部長高瀬教授のお話しによれば、これからも、先の話し合いをもってゆくということが確認されています。

公開質問状

教養部教授会 殿

我々一般教育学生自治会執行委員会は近く団交を提起したいと考えているが、その内容は次の通りである。団交を実のある充実したものにしておくため、次の事項に対する見解を示してほしい。尚、回答は10月2日（金）の午前中までに文書で全学友の前に公開するよう要求する。

団交内容

・教養部の改組

イ．授業内容改善に関して、積極的に学生の意見を取り入れることを、教養部教授会として努力せよ。

授業内容の改善及びカリキュラム制度の改革に関するカリキュラム委員会の設置を認めよ。

ロ．現2年生の専門移行に関して、内規第2条の「ただし…」以下を適用し、特別の措置をとれ。今後は学生の代表と協議して再考せよ。

ハ．週6時間のクラス活動の時間を保証せよ。学生大会、その他自治活動に関し、時間的、空間的に保証せよ。

二．教養部教授会と、学生自治会との公的協議機関を設立せよ。

・生協会館設立資金を文部省に請求するよう努力せよ。

・自衛官受験、紛争報告書、中教審試案と答申、大学立法に関して教養部教授会の態度を明確にせよ。

・学内暴力排除に努力し、安易に機動隊に頼るな。

以上

1970年9月30日

一般教育学生自治会執行委員会

前掲「要望書」と比較してその意識と形式の差に驚かざるを得ないが、この3年半の間にいわゆる「大学紛争」が介在したことを想えば、その変容も当然であろう。教養部における大学紛争の経過は次節に詳述するが、この「公開質問状」について付言すれば、同日の教授会において検討の結果、なお内

容を確認する必要ありとして、補導委員会が自治会代表より意見をきくことになり、結局教授会としての文書による回答は行われなかった。

## 第2節 大学紛争と教養部

経済学部で端を発した本学の大学紛争が教養部に波及した最初の現れは、次に掲げる学生自治会からの文書（43年10月23日教授会資料）である。

申し入れ書

「教官・学生協議会」設置について

一年生も初めての試験が終わってようやく大学生活にも慣れ学業にもいそしむ頃となりました。

この段階で経済学部問題、寮問題、工学部移転問題、生協サークル会館設立等々本学にも諸々の懸案が存在していることが明らかになっています。しかもこれらは早急に解決すべき問題ばかりです。当教養部においても私たちが勉学を続けていくのにまだ多くの授業が大教室で行われ、更には、自由に選択できないこと、教官・学生協議会設置について等、様々な障害が有ります。また作成されていると伝えられている教養部細則についても、私たち学生には何らその詳細が明確にされていません。また教養部生の約3分の1を占める工学部の五福移転についても、学内の意見が一致しているにもかかわらず何ら進展していません。

私達は今後経済学部教授会が九月に決定した「教官・学生協議会」を教養部にも設置し学生と密接にかかわる問題について恒常的に教官と話し合っていく機関としたいと思っております。

ぜひとも学部長はじめ教授会が私達のこの申し入れを即刻討議され受諾して下さいようお願いし申し入れを行います。

般教執行委員会

昭和四十三年十月十六日

教養部長 殿

教養部教授会 殿

文面は依然穏やかであるが、内容は教官と学生の話し合いの場を、経済学部の例に倣って、公式の機

関とすることを要求するものであった。同様の「申し入れ」は11月2日にもなされたが、この際は、人事に関する経済学部の新規程を教養部教授会が支持することも合わせて求めている。こうした要求に対し、教授会は審議を繰り返したが、公式な態度表明には至らなかった。11月14日には、教養部在籍の経済学部1年生が、専門課程学生ストに同調して授業放棄を行ったが、翌15日から16日に及ぶ経済学部学生大会においてスト解除が決議された。この間、教養部教授会は連日緊急会議を開いて成り行きを見守ったのである。また、これに先立つ11月12日以降、大学本部は一部学生によって占拠されていたが、12月4日、教養部を借りて大学評議会が開かれた際、学長・評議会に対する大衆団交を求める目的で、2名の学生が教養部長室に強行入室するという事件があり、さらに12月18日には、教養部教授会開催中に、折から学内デモを行っていた学生集団数十人が会議室に乱入し、学長との団交開催要望を教授会として決議せよ、と議長に迫るといった一幕もあった。こうした一連の出来事には、教養部自体の紛争への言わば序曲であって、この時点では、教養部教授会は種々論議を重ねながらも、学長・評議会に対しても、また一部過激派学生に対しても、依然として積極的な態度表明は行わなかった。

年が明けて44(1969)年1月18日(土)午後1時、一般教育自治会は、学長に対する団交要求のための「スト権確立」を目指して教養部学生大会を開催したが、定足数不足のため午後5時過ぎに大会は中止された。これと並行して教授会も緊急に開かれたが、スト対策を論じる一方で、団交に代わる全学集会を速やかに開くよう学長に要望することを、教授会としてはじめて了承した。1月30日の教授会では、「評議会は学内の諸問題について話し合う全学学生代表者集会を催す」旨の報告がなされているが、評議会のこの提案は学生側の容れる所とはならなかった。

こうした動きの中で2月5日に再度開かれた教養部学生大会は定足数に達して、ついにスト権確立に成功し、翌6日、一般教育自治会はストライキを宣言する次のごとき画期的な文書を教養部長のもとに届けた。

渡辺教養部長 殿

教養部学生大会の決定にもとづいて、大衆団交を要求し、以下のスローガン実現のため、我々教養部生全員は2月7日午後よりストライキに入ります。なお、期限は不定です。

要求項目

- 1. 後援会関係帳簿を公開せよ。関係事務官の引責辞職。後援会の解散。
- 1. 自衛官入学の責任所在を明確にし、自衛官入学拒否宣言を行え。
- 1. 経済学部紛争の責任所在を明らかにせよ。単位認定をせよ。
- 1. 学寮規則白紙撤回
- 1. 文理改組について明確にせよ。
- 1. 工学部への東大ふり分け入学(30名)を拒否せよ。
- 1. 学生の団交権を認め、学生守則中の学生の自治活動、政治活動の自由を犯そうとする項目を廃止せよ。
- 1. 工学部五福移転計画を45年概算要求にくみこむ中で明示し、移転計画に学生を参加させよ。
- 1. 移転問題が解決する以前に新設学科を高岡に設置するな。

以上を我々は要求しております。教官各位の御協力をお願いいたします。

一般教育自治会

ここに見られる9カ条の要求項目には、教養部に直接関係するものは何ひとつ存在しなかったが、この44年2月7日以降、教養部も大学紛争の渦中に巻き込まれることになったのである。以後の経過は時を追って略述するにとどめる。

2月17日、自治会は期末試験のボイコットと教室自主管理を通告。教授会は学部在籍の再履修生に対する試験を教官研究室等で実施することを検討。3月7日、教授会は大衆団交の実現を学長に強く要望することを決議。3月10日、全学大衆団交推進会議の学生により教養部事務室が封鎖され、3月15日および4月8日の教授会は附属中学校会議室で開催。



4月9日、学長は機動隊を導入、全学の封鎖が解除され、以後教授会は新入生の授業開始を目指して自治会との話し合いを求め、教養部団交開催の条件を折衝し続けたが合意に至らず、4月26日、教授会は新1年生に対する授業を5月1日に開始することに決して告示したが、妨害により同日の授業は行えず、一部教官有志が学生と団交。以後1年生に対する授業は妨害を受けながらも部分的に行う状態が続く。

5月28日、正門バリケード封鎖。6月4日、教授会（名鉄ホテル集会室で開催）は封鎖に対する強行策に反対。6月11日、1年生に対する非常勤講師の授業の休講を決定。7月2日、教授会は「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する反対声明文を公表。7月28日、前期前半の授業は7月30日をもって終了する旨の告知文を作製、掲示および学生家族に郵送することを決定。なおこの間、7月25日に全学集会（団交）が富山市体育館で開かれている（「総説編」参照）。

8月21日、教授会は「教養部学生諸君に訴える」と題する文書を作成、大学臨時措置法の適用を避けて早期（9月8日）に授業を再開するため、9月1日以降必ず登校して論議を深めるよう呼びかけて、教養部全学生宛に郵送。8月30日、9月8日に授業を再開した場合の日程を教授会で検討。9月5日、教養部学生大会は授業再開の実力阻止を決議。翌6日、教授会は授業再開の延期を決定。以後9月中は情勢に進展なし。（これより先、8月25日には正門等の封鎖が解除された。また教養部教授会は8月4日以降すべて教養部会議室で開かれている。）

10月2日、学生大会はスト解除の動議を否決。翌3日、自治会より教養部集会（団交）開催の申し入れあり、教授会はそれに応じる。公開予備折衝を経て、10月7日午後1時より黒田講堂にて集会（団交）開催、議題は「授業再開について」。夜9時過ぎ怒号と混乱の裡に終わる。以後教授会では再団交の可否をめぐる論議が続くが、その間に再び教養部全学生に文書を発送し、授業再開への協力を訴えている。

10月18日、集会（団交）を前提とした予備折衝に入ることにし、同23日、集会（団交）を10月25日に行うことに決定。24日、学生大会開催、「全学団交

が開催されるまでは、週1回の学生大会と毎日のクラス討論の時間を保証すること」を条件に、スト解除が決議された。25日の集会（団交）を経て、27日、教授会は授業再開の条件に応じることに決し、その旨を全学生に葉書で通知。10月31日の学生大会の席上、学生側と覚書を交換、授業時間割等を配布し、翌11月1日、2年生に対する第3期、1年生に対する第1期の授業が約7カ月遅れて開始されたのである。その授業日程は次のごとき変則かつ困難なものであった。

昭和44年度授業日程

・2年次生（第3期）

授業開始 11月1日（土）

授業終了 12月26日（金）

期 間 8週

備 考 (1) この間、時間延長、週2回の授業などにより、15週分を消化する。

(2) 43年度後期の試験は、11月25日までに成績を係まで通知できるようレポートやクラス毎の授業のない時間などでテストによって、実施する予定。

・1年次生（第1期）

授業開始 11月1日（土）

授業終了 1月17日（土）

期 間 10週

備 考 (1) この間、時間延長、週2回の授業などにより、ほぼ15週分消化に近づけ、残余については第2期、第3期間及び休業日などを利用して補強する。

(2) 12月27日（土）から1月3日（土）まで冬季休業とする。

1年次生（第2期）

授業開始 1月19日（月）

授業終了 4月中旬

期 間 10週

備 考 (1) 細部にわたって今後検討してお知らせします。

(44年10月31日 教授会資料)

### 第3節 紛争の余波

授業再開直後の11月4日、教授会は、スト突入時に学生が掲げた9項目の要求事項（前節参照）に対して、項目ごとに公式の見解を表明した。教養部にとって言わば「他人事」であった9項目に対して、この時点ではじめて態度表明に至った事実の裏には、紛争を経験した教授会の意識の変化が窺えるであろう。それを示すものとして、9項目のうち第7項「学生の団交権と学生守則」に関する見解を次に掲げておく。

#### 7. 団交権、学生守則

- (i) 学生側より団交の要求があれば、これに応ずるよう努めるべきであろう。

現在の制度下では学生の権利と認められていないが、将来にわたって制度化への方向で努力する積りである。

- (ii) 学生守則中の学生の自治活動、政治活動の自由を制限するような項目は廃止の方向に進むべきである。

しかし、教育、研究の場の規律を保持するため、ある程度の時間的、場所的制限が必要であるが、これは教職員および学生全体にわたる学内通則であるべきである。そのための制度作成には三者による協議期間が設けられるべきであると考えられる。

この後、11月12日開催の学生大会は、13日から17日まで5日間の期限付きストを宣言。これに対し教授会は同期間中の授業を行わない旨を掲示した。このストに際して学生が掲げたスローガンは、佐藤首相訪米阻止・70年安保粉砕・沖縄闘争勝利・等の明白に政治的な目標であって、本学における紛争の質的な変化が看取されよう。本節を敢えて紛争の「余波」と題した所以である。しかし、それはなおも大きなうねりとなって教養部を襲うことになる。

11月1日に再開された授業は、若干の変更を余儀なくされながらも、当初の計画に従って実施され、2年生（43年度入学生）は第3期授業および試験を12月26日に終了、またこの間に、2月にスト開始のため行えなかった第2期期末試験も随時実施し、各学部の事情に応じて専門移行が可能となった。1年

生の第1期授業および試験は45（1970）年1月17日に終了、その第2期授業は1月19日から開始され、4月18日終了の予定であった。1月22・23両日には、学生大会決議による沖縄全軍労支援の政治ストが行われたが、授業態勢に大きな影響はなく、年度末を迎えた。

しかしその間に学内の情勢は再び緊迫し、2月にはいわゆる全共闘系学生が、本学が文部省に提出した「紛争収拾状況報告書」の公開を迫り、3月には経済学部学生が安保粉砕と学部人事に関する自己批判等を要求して無期限ストに入り、卒業式は各学部ごとに分散して行われるなどの事態になった。

45年4月新年度開始早々、4月1日に教養部学生大会は、経済学部と同様の政治的スローガンをかけかつ団交を要求して、無期限ストに入ることを通告。翌2日、教授会は実施中の授業および予定の期末試験を当分の間休講とし、一方で集会（団交）の折衝に入ることにした。しかし交渉は進展せず、自治会執行部が無断借用していた教室で失火事件（4月13日）などがあり、緊張関係が続く中で、20日に入学式が予定されている新入生の扱いをめぐって、教授会内の対策委員会は連日論議を重ねた。入学式は妨害を受けて中止されたが、23日には教養部オリエンテーションが5学部分散の形で教養部校舎内で実施され、27日に予定していた新入生への授業開始をしばらく延期し、代わりに説明会・講演会・研究室訪問等の形で登校させる方針を明らかにした。

4月27日には、学長・評議会に対して要求されていた全学集会（団交）が開かれたが成果なく終わった。教養部教授会は同30日に全教養部生に文書を発送して授業再開を呼びかけ、5月6日には対策委員会主導の説明会を開催。18日には経済学部新1年生が要請した説明集会に応じ、教授会代表が出席して現況の説明に努めた。5月20日、新1年生を含めての教養部学生大会が開かれ、過半数の賛成によりスト解除を決議、これを受けて5月22日より授業が開始されるに至った。授業日程は次のごとくである。

5 / 22（金）～7 / 16（木） 8週

1年生第1期及び2年生第3期授業

7 / 17（金）～7 / 25（土）

2年生第2期分残り授業

8 / 30（日）～9 / 6（日）

2 年生第 2 期期末試験

9 / 10 (木) ~ 10 / 28 (水) 7 週

1 年生第 1 期及び 2 年生第 3 期授業

10 / 29 (木) ~ 11 / 10 (火)

1 年生第 1 期及び 2 年生第 3 期期末試験

11 / 16 (月) ~ 3 / 13 (土) 15 週

1 年生第 2 期授業

3 / 15 (月) ~ 3 / 20 (土)

1 年生第 2 期期末試験

この日程は、前年の圧縮授業の弊を避け、夏期休業も入れて原則に復帰しようとしたものであった。しかしその後、日本育英会の奨学金停止にからむ事情と、専門移行時期についての各学部の要望により、第 2 期期末試験期間を夏休み前の 7 月 27 日 ~ 8 月 1 日に、また 1・3 期 7 週分授業の開始を 9 月 1 日に、それぞれ繰り上げることに変更した。ところが、46 (1971) 年 6 月は安保自動延長の月に当たり、学内の反対運動は高まりを見せ、教養部学生自治会も 6 月 10 日学生大会を開き、6 月 13 日から 23 日までの期限付きストを決議。これに対し教授会はこの期間の授業を 9 月 1 日から同 10 日の間に行うことにし、従って先に繰り上げた 1・3 期 7 週分の授業開始を 9 月 11 日に繰り下げる措置を取らざるを得なかった。なお、この学生大会の開催に際し、全共闘系学生による妨害行動があり、学生間の暴力事件が生じ、教官が急行して説得に当たる、という出来事もあった。

ストは期限どおり 6 月 23 日に終了、以後の授業は平常に行われた。この間に、学内では 6 月 17 日正門のバリケード封鎖、その翌日大学側の強行撤去があり、反安安全学総決起集会 (6 月 23 日) の学内外デモを境に情勢は鎮静に向かい、7 月 27 日には経済学部学生大会が無期限ストを解除して、全学部が授業を行うことになった。本学の大学紛争はここに漸く終息したと一般的には言えよう。

教養部の授業は予定どおりに進み、1・3 期の授業および試験は 11 月 10 日に終了、2 年生は専門に移行し、1 年生の第 2 期授業も同 16 日に始まり、年も改まって 46 年 3 月 20 日には試験も含めて無事終了するかに見えた。しかるに、折からの「三里塚闘争」の支援を掲げて、教養部学生は 3 月 2 日から同 17 日までストを決行した。やむを得ず教授会は 20 日までを授業とし、期末試験は 4 月 2 日から同 10 日の間に

行うことにしたが、自治会からの強い要望を考慮し、3 月 18 日から 4 月 10 日までを休業期間とし、4 月 12 日 ~ 17 日に残り授業、19 日 ~ 24 日に試験を行うことに改めた。したがって、46 年度新入生に対しては 4 月 13 日にオリエンテーションを行った後、26 日の授業開始までの間は、前年同様に説明会等の行事を組むことになった。このように前年度の授業や試験が次年度に繰り越されて新 1 年生の授業開始を遅らせる、という変則的な事態が正常に復して紛争の余波が鎮まるまでには、この後なお 2 年の歳月を要したのである。

## 第 4 節 教授会と学生自治会

昭和 49 (1974) 年 7 月 17 日開催の教養部教授会資料には、「学生団体行事と授業実施関係取扱要綱」なるものがあり、そこでは、「学生団体の行事等は授業実施に支障を来さないことを原則とする」と規定した上で、この原則に依り難い場合として、「一般教育自治会会則による学生大会のうち 1 年間に 4 回以内について」、また、「自治会選挙管理委員会が主催する正副執行委員長の選出に伴う立会演説会のうち 1 年間に 2 回以内について」授業を休講とし後日補講する、と定めている。こうした「取扱要綱」を必要とした直接の原因は、これに先立つ 5 月 23 日開催の学生大会に際して、混乱を避けるため急遽休講措置をとったこと、また 6 月 12 日の立会演説会には休講しなかったため授業が混乱したことが挙げられる。ともあれ学生大会と立会演説会に対し年間計 6 回の休講措置を定めたことは、教授会がこれらの自治会行事の存在理由を正式に承認したことを示すものと言えよう。一方、自治会活動もかつての過激な闘争的姿勢は影を潜め、ある種の秩序の下に行われるようになったのである。

だが、こうした状態に移行する道程は決して平坦なものではなかった。前節末に触れたごとく、46 年度には新学期が 4 月 26 日に開始され、予定どおり 10 月 6 日に前期を終了、2 年生は専門へ移行し、10 月 18 日には後期授業が開始された。しかるに 11 月 8 日から同 20 日まで期限付きストが行われ、さらに 47 (1972) 年 2 月 15 日の学生大会は翌 16 日からの無期



限ストを決議し、一部学生は教養部玄関を封鎖するに至ったのである。これらのストの理由として挙げられたのは、主として学内問題、さらには中教審反対・国立大学授業料値上げ阻止等であった。

教授会はしばらく事態を静観したが、3月14日にはスト解除を訴える文書を全教養部学生に発送。同22日午前6時、警察官が建造物不法侵入容疑の捜査令状を示して学内に入り、教養部内の教室も搜索、この際職員等の手で玄関封鎖が撤去された。47年度に入って、4月13日に玄関は再封鎖され、黒ヘルメット姿の学生たちが教授会に乱入、新入生に対する授業開始も阻止され、当分休講。5月8日の学生大会で漸くスト解除決議に至る。以後、約1カ月遅れて開始された前期授業も終わりに近い10月18日、再び無期限スト（授業料値上げ反対）に入り、半年前とほぼ同様の曲折を経て、12月21日にストは解除、前期授業および試験の終了は翌48（1973）年1月22日であった。教養部学生の授業放棄（ストライキ）はこれが最後のものとなったが、大幅に遅れた授業日程を正常に戻すには48年度中を通じて多大の努力を必要としたのである。

本学における大学紛争の終息の時期を昭和45年7月末とすれば、本節冒頭に述べた「取扱要綱」決定時との間に丸4年の時間が経過したことになる。この間、教養部においては、長短の差はあれ、なおも4度の授業放棄が行われたことは前述のごとくであるが、こうした経緯を通じて、教授会と学生自治会との間の交渉過程にある種のルールとも言うべきものが生じてきた。そのひとつは、自治会執行部は事あるごとに「公開質問状」を教授会宛に発し、教授会はそれに対して文書もしくは口頭で必ず回答する、という形式の成立である。さらに、その質問ないし要望の内容の限定に関する暗黙の了解があげられる。すなわち、教授会として回答不可能な政治的または観念的テーマをめぐる質問や論議は不毛であり、自治会活動に対する一般学生の関心を高め

るためにも、より身近かで切実な問題が提起され、教授会も可能な限りそれに解答するという姿勢が必要となったのである。

本章第1節に例示した昭和45（1970）年9月30日付けの「公開質問状」は団交要求を目的とするものであるが、そこに挙げられている団交内容のほとんどが、既に教養部自体に係わるものとなっていた。その3年半後、昭和49年2月6日付けの質問状の項目は、次に列記するごとく、さらに切実かつ具体的である。

）スチーム暖房について。 ）過密・過疎スケジュール、授業時間について。 ）昼休み時間について。 ）政治学、音楽の授業に関して。 ）図書館の灯について。

）は折からの石油危機の世相を反映したものであり、）の過密（第2期）・過疎（第3期）スケジュールは以前からの懸案事項ながら、その改正は困難であったが、授業時間（105分）は100分に、また）の昼休み時間（35分）は50分に、それぞれ50年4月から改正された。なおこの事項は54年度後期から授業時間90分、休憩15分、昼休み60分に改められ、以後は変わることがなかった。）は政治学が学外非常勤講師による週1度の講義しか行われないことに対する不満と、音楽の授業に使用されている2教室のいずれにもピアノを設置せよ（1教室のみ既設置）という要望であった。前者の不満は政治学に専任教官が配置されたこと（50年度）により解消したが、後者の要望に関しては残念ながら記録が見当たらない。）の「図書館の灯」とは、附属図書館2階の自由閲覧室が節電のため消灯されている事態に対して見解を問うものであったが、教授会の回答はこれまた記録されていない。

以上いささか冗長を恐れながら述べた具体例によっても、教養部における教授会と学生自治会との関係のあり方の一端が窺えるであろう。



## 第 4 章 教養部将来計画とその終焉

### 第 1 節 教養部の自治権

既に第 1 章で述べたように、発足当時の教養部は教官定員33名（うち5名は欠員）、教養部長は学長が事務を取り扱い（併任）、教授の実員は僅か4名で当然人事権も持たなかった。教授のみの教授会（人事教授会）が可能となったのは、発足後8カ月が過ぎた42（1967）年12月末のことである。すなわち同年12月27日開催の教授会報告事項として、同月22日の評議会において2名の教養部助教授の教授昇任が認められて教授実員が11名となったため、「暫定人事教授会の申し合せにより同教授会を解散することが（評議会で）承認された」旨が記録されている。ここで言う「暫定人事教授会」とは正式名を「教養部暫定教官人事委員会」と称し、教養部運営協議会（後述）の協議員に教養部教授を加えて構成され、教養部の教官人事を審議する機関であった。つまり、この機関によって教養部教官の昇任人事が促進され、「学部自治」の根幹のひとつである人事権を教養部も保持することになったのである。

これに先立つ8月17日開催の評議会では「富山大学教養部長選考基準」の制定が承認されており、教養部教授会はこの「基準」に基づいて教養部長候補者選挙を行い（9月23日）、ここに漸く実質的に「初代」の教養部長が実現した（10月1日発令）。しかし、ここで特記すべきはその選考基準の内容であって、以下にその一部を掲げる。

#### 富山大学教養部長選考基準

（選考）

第 1 条 教養部長候補者の選考は、教育公務員特例法第 4 条及び第 25 条の規定により富山大学協議会の議に基づき学長が行なう。

（選考の範囲）

第 2 条 教養部長候補者の選考は、本学の教授および教授予定者のうちから行うものとする。

（選考の経過）

第 3 条 前 2 条の選考にあたり、学長は教養部教授会（以下「教授会」という。）に教養部長候補者の推薦を求め、その候補者について教養部運営協議会の議を経るものとする。

（以下省略。42年8月31日教養部教授会資料）

これによれば、教養部長の選考の範囲は「本学の教授及び教授予定者」と規定されており（第 2 条）場合によっては他学部の教授が教養部長となることも可能であったのである。このことは教養部が決して「学部」でないことを明白に示すものであって、教養部の自治権は、いわゆる「学部自治」に基づく自明のものではあり得ず、それは獲得すべき目標であった。もちろん教養部教授会は歴代の教養部長をすべて教養部教授から選び、選考基準第 2 条の規定は完全に空文と化した。それ故にこの規定を現実に即したものに改正して教養部の主体性を示そうとする動きも当然生じてきた。教養部発足後14年を経た56（1981）年11月4日開催の教授会において、この第 2 条の「本学の教授」を「教養部の教授」に改める案が審議され可決されているが、この際の議事録によれば、この件は既に「昭和47（1972）年の協議会ならびに昭和49（1974）年に教養部運営協議会で審議され、その後進展していなかったのをこれを進行させる」旨を部長が発言している。「その後進展していなかった」のは何故なのか、残念ながら今はその事情も明白ではないが、教養部長改選期を迎える毎にこの問題が教養部教官の意識に上ったものの、各方面の積極的な賛同が得られぬままに歳月が経過した様子も窺えるのである。なお、この教養部長候補者の選考範囲の改正と共に、選考基準第 1 条中「富山大学協議会（48年に『評議会』と改正）の議に基づき」とあるのを「富山大学教養部教授会の議に基づき」と改めることも、上述56年の教授会で決定され、後日の評議会において併せて了承されることとなったのである。

しかしながら、教養部の自治権を制限する最も重要な制度として、さらに「教養部運営協議会」の存在を挙げねばならない。

昭和42年4月17日開催の教養部発足後第2回教授会において、それに先立つ14日の評議会でこの運営協議会の規制が制定された旨が、下記の資料を付して議長から報告されている。

富山大学教養部運営協議会規則

(設置)

第1条 富山大学学則第48条の規定に基づき、本学に教養部運営協議会(以下「協議会」という。)をおく。

(権限)

第2条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 教養部運営の基本方針に関する事項
- (2) 教養部の教育課程の編成に関する基本的事項
- (3) 教養部教官人事の調整に関する事項
- (4) その他教養部の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の職員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長および教養部部长
- (3) 各学部から選出された教授 各1名
- (4) 教養部から選出された教授 5名
- (5) 学生部長

2 前項第3号および第4号の協議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。〔以下省略〕

この規則は、教養部が自らの運営に関する基本方針や重要事項については自決権を持たず、各学部との協議に依らねばならぬことを明白に示すものである。とは言え、設置当初の弱体教養部にとっては、この協議会は必要な制度であった。先に述べた暫定教官人事委員会の構成もその一例であるが、さらに具体例を挙げれば、42年7月14日に開かれた第1回運営協議会では、期末試験の監督教官について教養部から各学部に対しての協力要請が主題であって、仮りにこうした場が存在しなかったとすれば、教養部にとっては極めて不都合な事態となっていたであろう。もっとも、協議の結果、学部からの応援をできるだけ少なくするために、可能な限り試験時間の短

縮と出題方法の見直しを行うことになった。このことは教養部の個々の授業のあり方にも影響を及ぼさない問題であったというべきであろう。

運営協議会のこうした機能は、教養部教官定員の増加と多様化が進み、各学部への依存度が低下するにつれて、教養部にとっては言わば一種の煩しい存在となりつつあった。協議会の審議事項として掲げられている「基本」方針や「重要」事項等の抽象的な文言の故に、ある事案についてそれが協議会に付議すべき事項であるか否かが、教授会で長時間議論されることも多かったのである。やがて、自治権の追求と共に 運営協議会無用論が教養部内に抬頭したのも自然の趨勢であった。

この動きはまず協議会規則改正の試みとなって現れた。発足3年後、45(1970)年1月7日の教授会には部内の制度委員会から、「現行の規則では、運営と人事に関する教養部教授会の自主性が著しくそこなわれている」として、教養部運営協議会規則改正案が提出され、採択されている。その内容は、

1、現行規則第2条を次のように改める。

第2条 協議会は、教養部に関する次の事項を協議する

- (1) 教育方針に関する事項
- (2) 教育課程の編成および履修方法に関する基本的事項
- (3) その他連絡調整に関する重要事項

2、現行規則第3条を次のように改める。

第3条 協議会は、次の職員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長および教養部部长
- (3) 教養部各系列から選出された教官5名

というものであった。改正の主旨は、協議事項から人事を抹消して教養部の人事権を確保し、協議会の構成は学部側議員の数を減じて多数決による学部本位の決定を避けようとするものであったことは明白である。(なお、この改正案第2条は愛媛大学の規則に準じた旨の注記がある。)

改正案は45年2月6日の運営協議会に提案され、第2条(1)の「事項」を「基本的事項」とし、第3条(3)の「各系列」を削除する2点の修正を受けたあと、各学部へ持ち帰り審議されることになった。その後約8カ月を経た同年10月27日開催の運営

協議会において、この改正案に対する各学部の意見が求められたが、まだ教授会で検討していない学部があり、次回12月18日の協議会で改めて審議された。その結果、第2条（協議事項）の改正は原案通りに承認されたが、第3条（構成）は認められず、現行規則のままとなったのである。

その後規則改正への目立った動きは無かったが、協議会そのものの開催も極めて少く、各年度に1度ないし2度開かれるという状態で推移した。しかし10年後、55（1980）年4月18日開催の運営協議会の議事録には、注目すべき次の記述（前後省略）が見られる。

その他

（1）教養部運営協議会の在り方について

このことについて、本日の議題になったような規則改正までも、当協議会で協議することには疑義があるという意見が出され、近く設置が予定されている教務委員会、その他の委員会等との関連において、当協議会の在り方について意見が交されたが、学長から、（中略）今後、当協議会と富山大学教務委員会との関係をどうするか、また、各学部と教養部との連絡をどのように進めてゆかについて充分検討したいと述べられた。

上文中「本日の議題になったような規則改正」とは、55年度より授業科目の「社会環境論」と「自然環境論」を各4単位に増し、また「富山の自然」2単位を新たに授業科目に加えるための教養部規則一部改正を指す。すなわち、こうした事項までもその都度「協議」する必要は更に無く、一方協議が必要な「基本的」ないし「重要」事項は、協議会を経たとしてもさらに全学的な委員会等の承認を得なければならぬとすれば、運営協議会の存在理由はほとんど無い、という意見が協議会自体の中から生じたのである。

その後協議会は一度も開かれず、またその廃止または存続についても明白な確認がないままに6年が経過した61（1986）年3月5日の教養部教授会で、運営協議会の存在が久しぶりに議論の的となった。問題となった議案は経済学部夜間主コース設置に伴う教養部規則の一部改正であり、議事録に依れば、改正案は「教養部運営協議会を経て、来る3月12日の評議会に付議する予定である」旨の説明が部長か

らなされたのである。これに対し、「（協議会）数年間開催されずに来たものを今更ここに開催することは納得できない」と反対があり、部長からは、「重要な改正のため、事務局・学生部とも相談のうえ、開催することが適当であると考えた」との見解が示された。

（注：運営協議会を3月10日に開催する旨の通知書が既に3月3日付けで学長より発せられていた。）

これに対して、開催の中止を申し入れよ、との要求があり、議事は紛糾、結局「教養部として（運営協議会）廃止に向けての意志統一を図り」、「廃止の方向で今後対処してゆくことが確認された」のである。また、今回開催予定の協議会については、「部長より、学長の意向を伺って見るが、その結果により、開催となれば（ボイコットはせず）出席することにしたい旨述べられ、了承された」とある。現存する「教養部運営協議会関係綴」で見れば、前述の開催通知書がその最後に綴られており、それに続く議事録等は存在しない。従ってこの3月10日の協議会は開催されなかったと考えられる。かくして、運営協議会は有名無実の存在となり、教養部は自らの運営に関して実質的にはその自治権を獲得した、と言い得るであろう。

## 第2節 将来計画(学部化への試み)

教養部の自治の拡大を目指した努力が相応の現実的な果実を得たとすれば、同じく教養部の現状打開を志しながら遂に何の実りもなく終わったものに、学部への改組を基本方針とする教養部将来計画立案の努力がある。

この努力が文章として表現された最初のを尋ねるならば、教養部設置後僅かに5年を経たばかりの昭和47（1972）年にまだ遡らねばならない。当時、大学紛争を契機として設置された富山大学改革準備委員会は「富山大学改革に関する答申書」（48年3月）を発表しているが、教養部においても教養部改革小委員会による「富山大学（教養部）における一般教育について」（47年3月・9月）なる文書が教授会に提出された。そこでは、「わが国の大学における一般教育が危機に瀕していること、今日におけ



るほどはなはだしきはない」と断言し、その原因として、(1) 諸科学の極端な専門分化(2) 戦後の大学が持つ制度上の根本的矛盾(3) 大学の大衆化を提示した上で、(教養部改革小委員会は)これらの「余りに深刻過ぎる」問題に「根本的に取り組もう」とするものではなく、当教養部の「一般教育の現状に関する若干の資料提供と、問題点の指摘と、問題点の“ 応急的 ” 改善への示唆」を行うに過ぎない旨を述べている。この控えめな意図にもかかわらず、問題点の指摘が進むにつれて、遂には「これは単に一部局としての教養部のみにかかわる問題ではなく、大学全体の改革という長期的な展望の中でとらえられ解決されねばならぬ問題である」と述べるに至り、そこから派生的に、今後教養部の執るべき道として次の6つの型を示した：現状維持・教養部廃止・全学部解体・相互乗り入れ(東工大型)・教養部専属教官のみ廃止(北大型)・総合科学部化(広島大型)。そして、最後に挙げた学部への昇格型が本学においては最も実現可能な現実案であることを付言しているのである。

(この答申は47年3月に教授会へ提出されたが、その文面では教養部の将来についての上述の具体的な提言はまだなされていない。その後教授会での度重なる審議を通じて将来計画の具体案が要求され、改革小委員会は同年9月に改めて上記の案を提示した。)教養部教授会はこの答申に基づき、同年9月20日の会議において、「根本的な全学改革(全学部解体)の一環としての教養部の解体が困難な現状から、独立した学部への改組が望ましく、その方向をもって努力することを確認(同日教授会議事録)し、以後教養部の将来計画は「学部への改組」を基本方針として立案されることとなったのである。

この基本方針による最初の成案は、昭和52年度概算要求として教授会で決定された「教養学部案」であって、51(1976)年6月9日開催の教授会資料によれば表1のごとき構想となっている。

学生定員は各コース30名ずつ計60名、教官の定員増は52年度には要求せず、以後年次ごとに4名ずつ計12名の要求とし(6学科目に2名ずつ配当)全学の一般教育は従来どおり担当するが、他学部からの定員配置換えは一切要求しないことを前提とするものであった。教養部が学部となっても他学部への実

表1

学部名	学科名	コース名	学科目名
教養学部	人間学科	人間学コース	人間学基礎研究 言語文化研究 社会文化研究
		環境学コース	情報科学研究 生命科学研究 物質科学研究

表2

学部名	学科名	コース名	学科目名
教養学部	教養学科	文化論コース	人間学基礎研究 言語文化研究
		社会論コース	社会文化研究 情報科学研究
		自然論コース	生命科学研究 物質科学研究

(学生定員各コース20名)

質的影響を与えるものでないことを示したのである。

これを最初のステップとして、以後52(1977)年11月には教養部改革小委員会は「教養部将来計画委員会」と改称され、54年度概算要求(53年4月26日教授会決定)では従来の案を表2のごとくに改め、以後はこの構成を骨子とする教養学部への改組案が57年度概算要求まで踏襲された。

これら一連の教養学部構想の理念は、「新しい『教養学の体系』の形成」を目指し、「単なる専門家の養成ではなく」、「学歴ではなくして学問を、人手の養成ではなくして人間の教育をその理想」とし、「いわばゼネラリスト・エリート」の育成を主眼とするものであった(以上「」内は上述の53.4.26教授会資料による)。またこれによって全学の一般教育の活性化が期待される一面も有していた。しかし、「新しい教養学の体系の形成」はいまだ漠然とした目標にすぎず、各コースを構成する学科目および授業科目はすべて従来の専門学問体系に依存していた。この点には、「学部」への改組を望む教養部教官の心情の底に、現時点での各自の専門的研究と教育への深い志向を見ることができよう。ともあれ、この構想は全学の一般教育の改革に直接つながるものではなく、前述のごとくむしろ学内の摩擦を最小限に押さえつつ、教養部のみの責任において学部化を実現させようとしたものであり、新学部の必要性は全学的な要望に基づくものではなかった、と言い得るであろう。従って、その実現を見なかったことは、行政当局の抑制路線をも考慮すれば、極めて当然のことであったと回顧せざるを得ない。



57年度概算要求を境として学部への改組を目指す概算要求は中断されたままとなったが、60年度に入るに及んで、折から国立大学協会（国大協）において大学における一般教育の問題が論議される機運の中で、本学においても一般教育と専門教育の「くさび型」実施を検討する「相互乗り入れ等検討小委員会」が60（1985）年4月に設置された。こうした時勢の変化に対応して、教養部教授会（同年12月18日）では教養部の将来計画を改めて見直すこととなったのである。これを受けて教養部将来計画委員会は61（1986）年4月から本格的な検討を開始した。以下にその経過を略述する。

61年度において同委員会は教養部の将来構想に関し、1）現状維持、2）教養部解体（教官は既存学部へ分属）、3）学部への改組、の3ケースについて検討し、その結果、学部への改組が現実的に取りうる望ましい形であるとの結論にまたもや到達した。この結論は61年度末の教授会に報告されたが、62（1987）年4月の教授会において、この結論に基づき今後同委員会で概算要求に向けて具体的な学部改組案作成の作業に入ることが了承された。それを受けて委員会では、「新学部」の専門教育は一部教官による特色ある「部分集約方式」を採るか、あるいは現教養部教官の「全員参加方式」によるかがまず論議の的となり、慎重に検討を重ねた結果、全員参加とすることが望ましいとの結論に達した。この方針は同年9月の教授会で承認され、以後委員会は全員参加方式による具体案作りに着手、62年度末には次のような「教養部改組構想骨子」をまとめた。

（前略）

#### § 趣旨・目的

21世紀に向けて、人類社会が直面するであろう課題の解決を目指し、全地球的視野と学術的志向をそなえた人材（教養学士）を養成する。またそのための基礎的応用的研究をも行う。あわせて一般教育の充実をはかる。

#### § 学部の概要

従来の狭いタテ割りの専門教育ではなく、広い視野をもつ教養豊かな人材の養成を目指す。以下の4コースを置く。学生定員は各コース30名、合計120名とする。

#### 1．人間科学論コース

（人文現象、社会現象、人類、生活科学、人間と自然、健康問題、福祉問題、余暇学、スポーツ科学、情報化社会の諸問題、その他）

#### 2．基礎科学論コース

（自然現象、自然の基本法則とその応用）

#### 3．地域・国際文化論コース

（国際社会の諸問題、地域科学、地域言語、地域文化、外国事情、その他）

#### 4．地球資源・環境論コース

（地球資源の利用と保全、資源開発、地域および地球規模での環境問題、国土保全、その他）

（後略）

この「構想骨子」は62年度最後の教授会および63年度第1回教授会に報告され、今後さらに内容を具体化して教養部改組の原案を作成することが教授会で承認された。かくしてその1年後、平成元（1989）年4月、将来計画委員会は新学部構想の素案「教養部改組案概要」を作成するに至ったのである。

この「素案概要」は平成元年4月19日の教授会に提出された。それによれば、現下の社会情勢では「全地球的な視野と国際的及び学際的な志向と協力が切に求められ」、「高度情報化・技術化社会の中で、既成概念にとらわれぬ新しい価値が模索されている」とし、「このような時代背景と人類社会の要請に応えるために、新しい学部の創設をはかる」としている。教育体制としては、「構想骨子」の4コース制を踏襲したが、その名称を次のように改め、学生定員は各コース20名とした。

#### 1．人間科学コース

#### 2．広域理学コース

#### 3．国際地域・文化コース

#### 4．地球環境・資源コース

これらのコースは学生の所属する組織であって、教官は学部改組後も現行および新設の学科目に所属するのを原則とし、新学部（学部名は未定。後に総合科学部と仮称）内の一般教育と専門教育の連続一貫性を図り、「現教養部の多様な人的資源を生かし既存の学部では実現できない教育及び研究を遂行する」ことが、この「素案概要」の基本理念であった。新しい授業内容に対応するため26名もの教官定員増を要求するという、教養部にとっては言わば一種の

理想案であったが、全学の従来どおりの一般教育を担当する部局であることに変わりはなく、教養部のみの問題として処理しようとしたことは、「教養学部案」提出当時と全く同様であった。しかるに、この案（平成2年度概算要求として元年5月24日教授会決定）は、評議会への提出に先立つヒアリングの際、「学長から、学部改組、新学部設置という極めて大きい問題について、未だ全学的コンセンサスのない段階で突如として評議会に提出することは無理である。（中略）今回は取り下げて欲しい、との意向が示され」（「 」内は元年6月14日教養部教授会議事録による）概算要求とするに至らず、評議会では教養部の「新学部設置案」として特に説明の場が設けられるにとどまった。

これは教養部にとって予想外の結果であり、教授会は紛糾しかつ事態の收拾に苦慮したが、同年10月11日の教授会に至って、教養部改組・新学部設置に関する概算要求の継続は行わず、今後の方針は改めて検討することに漸く決定したのである。その後、これまでの案をさらに改善補強するか、原案にこだわらずに一般教育等も見直す新しい観点に立ち、全学的な問題として検討するか、または、大学審議会の答申が出るまで静観するか、の3方針の検討が将来計画委員会に委ねられたが、同委員会では実質的討議を得ぬままに新年度を迎えることとなった。

### 第3節 教養部の廃止

#### (1) 苦悩する将来計画

平成2年度に入り、将来計画委員会は、当面の課題として、教養部が抱える教育・研究上の問題点について、現体制の枠内での克服と改革の方途を探ることから新たな検討を開始した。これは、学部への改組を目指すにしても、教養部内で実現可能な改組への取り組みとその蓄積がない限り、学内外への説得性を持ち得ない、との判断に基づくものであった。しかるに、その夏の7月、大学設置基準の「大綱化」を目指す大学審議会の中間報告によって、一般教育・専門教育の別を解消する4年一貫教育の方向が示されるに及んで、教養部将来計画委員会は、全学に先駆けて事態の把握と検討を精力的に開始した。

その結果、一般教育の抱える問題の解決には、まず全学的な協力と理解が必要である、との認識に立ち、教養部が直面している事態を全学に対して全面的に提示して、共通の理解を求めるために、「他学部との話し合い（懇談）」を行うべきである、と教授会に提案した（同年11月21日）。教授会では、「時期尚早」との意見もあったが、同委員会は、大学審議会の中間報告を如何に受け止めるかは全学的な緊急課題でもあり、教養部が「話し合い」実現のイニシアティブを取る必要性を力説し、翌平成3（1991）年2月8日、教養部において「大学教育（特に一般教育）改革に関する懇談会（仮称）」を開催するに至った。各学部からは学部長または教務委員長など計10人、教養部は部長および将来計画委員全員が出席、自由な論議と意見の交換の中から、大学審中間報告に対する各学部の対応にはかなりの温度差が窺われたが、問題の重点が今後の一般教育に在るからには、教養部が主体となって事をなすべきだとの意見が多く、また「懇談会」の性格の不明確さから、今後早い時期に公式の委員会等に移行することが望ましいとされた。なお次回の会合を4月中と予定し、それまでに各学部は問題の検討を一層深めることも了承された。

しかるに、第2回「懇談会」に先立つ4月3日の将来計画委員会および翌4日の教授会には、学長提案によるという「富山大学教育改善検討専門委員会規則（案）」なるものが、突如として登場したのである。その「規則（案）」によれば、この専門委員会の設置は、「評議会の諮問に応じ、本学における大学教育の改善について具体的検討を進めるため」であり、その検討事項は、1）一般教育と専門教育の在り方、2）開設授業科目と4年一貫教育カリキュラムの編成、3）一般教育の実施組織の在り方、の3項目。また委員会の構成は、5学部および教養部の教務委員長または副委員長を含む各3名の教官計18名となっていた。

教養部将来計画委員会は、こうした全学検討委員会の設置を必要と認めたが、この「規則（案）」に対しては、その名称をはじめすべてにわたって点検修正することを教授会に提言した。また4月10日に開催された各学部との第2回「懇談会」では、4年一貫カリキュラム編成の必要を共通の認識とし、各

学部自体の改革も不可避であり、「懇談会」の存在が今回の学長提案の契機のひとつでもあったろうと考え、この会は「専門委員会」へ発展的に解消するものとした。一方、教授会においては3度に及び「規則(案)」審議の結果、教養部については「教養教育担当者の意向を重視することが形の上に現れるよう」(平成3年5月1日教授会議事録)委員の数を5名(各系列代表を兼ねる)とすること、名称から「専門」を除くこと、学長が委員長として当該委員会に加わることに反対する、等の意見にまとめて評議会に提案、承認された。かくして「富山大学教育改善検討委員会」は同年6月4日第1回の会合を開き、学長からの次の諮問事項に対して平成4年3月末答申を目的に検討することになった。

- (1) 一般教育と専門教育の在り方
- (2) 開設授業科目とカリキュラムの大綱
- (3) 一般教育の実施組織の在り方
- (4) その他大学教育の改善に関する事項

(なお、委員長には教養部委員が選出された。)

この結果、以後の教養部将来計画はこの改善検討委員会の審議状況と密接に関連しながら、教養部の主体性を維持して、具体案作成の速度を競わざるを得なくなるのである。特に諮問事項(3)は教養部の存廃に係わる重大問題であった。

同年6月12日の教養部将来計画委員会は、教養部改革に関する「基本的視点の確認」を行い、その中で、「横割りの壁を排除し、4年一貫の有機的研究教育体制をいかに確立するかが緊急かつ重要な課題」である一方、「大学設置基準の改正によって、教養部を存立せしめた法的根拠は奪われ、この面からも組織・カリキュラム等の現状の大幅な改変は避けられない」とし、「教授会が組織問題そのものを正面から取り上げ、取りまとめていく段階にあると認識する」としている。その結果、将来計画委員会では、今後教養部組織の解体・分属までも含む具体的な将来組織のあり方とカリキュラムとを検討する作業に入ることの了承を、教授会に求めることとした。

これを受けた教授会(6月26日)では、解体・分属等の問題は教養部のみで決定できることではないとの異論もあったが、論議の末、今後将来計画委員会がカリキュラム問題を検討する上で、教養部の組

織問題をも含めて検討することが了承された。以後委員会では、各系列ごとに4年一貫教育カリキュラム具体案の検討に入る一方、教養教育の実施組織として、教養部の存廃、大学教育総合センター案、学部組織の改革による新学部化等の諸案の利害得失が論議されたが、いまだ結論を得るには遠かった。その間に7月22日の改善検討委員会では、教養部の改組を前提とした4年一貫教育カリキュラムの具体的検討作業に入ることが承認されており、この報告を受けて教養部教授会(7月29日)は種々論議の結果、「現状での教養部組織の存続は困難であるという共通の認識に達したが、大学設置基準第19条第2項(教育課程の編成方針)における精神が生かされるよう、配慮されなければならない」(同議事録)との文言で討議を集約することが了承された。すなわち教養部の現状での存続は断念すべきことが、この時点で公式に表明されたのである。

その後、大学教育改善検討委員会(8月5日)において各学部ごとの検討状況の報告が行われた際、特に教育学部から、教養部教官の分離分属を前提として、同学部の「ゼロ免課程」の拡充を図る「総合教育学部」への再編成構想が示されたのを契機として、教養部将来計画委員会では、教育学部との非公式な話し合いの場を設定しようと努力した。教授会(9月4日)は教育学部のみならず他の学部とも話し合うことを認め、まず教育学部との会合が教養部において行われた(9月17日)。席上提示された「総合教育学部構想(試案)」によれば、新学部は「学校教育系」と「人間科学教育系」とからなり、後者に「国際教育課程」等、教養部教官の参加を得て新しい5教育課程を設置したい、というものであった。将来計画委員会はこれを重要な選択肢として前向きに対応し、今後も話し合いを継続することを確認した。10月3日には理学部と、同月22日には工学部とそれぞれ話し合いを行ったが、理学部は自然系教官を受け入れて部内の体制変更を図り、工学部は一般教育を重視し、人間工学、社会工学など新講座設置の可能性も示唆した。

一方、教育改善検討委員会(9月17日)ではこれまでの論議の集約として、4年一貫教育は各学部で実施すること等と共に、「教養部の学部化構想は現実的に無理であること」を確認した。先に現状維持



を断念し、今また改めて学部化構想が否定されれば、教養部の将来計画が辿り得る道は自ら限定される。将来計画委員会を中心とした各学部との非公式な会合は、この事態を明白に示していたが、教授会（11月20日）では、「学部への分属案については教養部教授会で意志決定したわけではない」（同議事録）との意見があり、「全員の意志統一は無理であると思われるが、（中略）今後の方向性を含めて将来計画委員会により簡潔にまとめられたい」（同上）という議長の提案が了承されるという状態であった。この結果、将来計画委員会は改めて各学部の現状を分析し、学部によって組織変更の姿勢に差はあるにせよ、関係する教養部教官の受け入れ態勢の充実を目指す方向ではほぼ一致を見ているとして、それに対する教養部の基本的姿勢の確認を教授会に求めることにした。かくして平成3年12月4日教養部教授会は将来計画委員会提出の原案を討議、一部修正を加えて、次に掲げる確認事項を挙手による採決で決定したのである。

- (1) 教養部教授会は、教養部を廃止する方向で全学の研究・教育体制を改革し、研究・教育の一層の充実をはかる方向を追求する。
  - (2) 教養部教官の新たな教育・研究体制への参加のあり方については、富山大学大学教育改善検討委員会の審議、各学部の改組・拡充または新組織の設置等の計画を踏まえて、具体的な検討を進め、望ましいあり方を検討する。
- なお、教養部廃止にあたっては、次の条件が満たさなければならない。
- 1) 教養部教官それぞれの専門性と能力が有効に生かされ、全学の充実発展に資するものであること。
  - 2) 教養部教官個人の希望や意向にそえるよう十分に配慮されること。
  - 3) 教養部各教官の身分は保証されること。
  - 4) 教養部の廃止は、上記条件が満たされ、それぞれの所属先が確定してはじめて実行される。

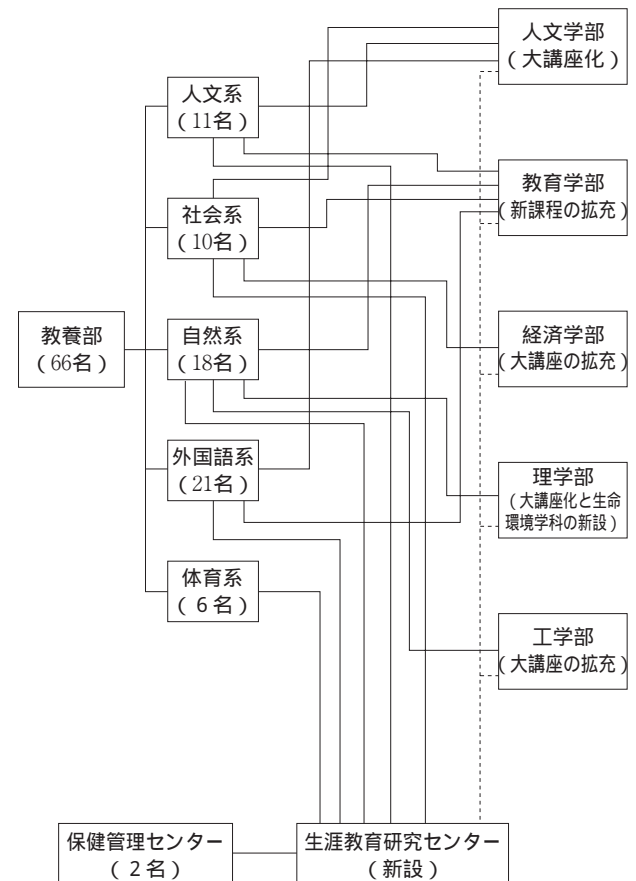
すなわちここに、教養部の在るべき姿を追求し模索し続けてきた教養部将来計画は、上記の事項の確認を以て、実質的にはその終焉を迎えたと言ってもよいであろう。

(2) 分属の実現

「教養部を廃止する方向」にあることの確認以後、教養部教官のより良き分属の実現を目指して、将来計画委員会は以前にも増して多忙となった。委員会内に3つの作業部会を設け、教育学部、理・工学部、生涯教育研究センター（新設計画）に対する折衝と立案に当たらしめる一方、教養部教官の分属にかかわる意向調査も慎重に開始しなければならなかった。次図は平成4年1月22日教授会資料中、教育改善検討委員会組織・制度部会の報告に見られるもので、その時点における各学部の組織変更案と、それに対する教養部教官の分属希望先（複数回答）を示す概念図である。

これによれば、新設立案中の「生涯教育研究センター」は、教養部の全系列の教官が選択肢の一つとして挙げている重要な分属先であり、特に体育系教官にとっては唯一の選択であったが、このセンター新設に関する大学当局の内々の打診に対して、「文部省側からは実現はかなり難しいとの感触が示された」旨の報告が、次回1月29日の教授会で将来計画委員会からなされた。以後、センター構想は、既設

富山大学学部等組織改組（案）



の保健管理センターに教養部体育系教官を加えた「健康スポーツ科学センター」と、「生涯学習教育研究センター」に分けて立案されることになる。一方、2月5日から同10日にかけて、2度目の分属希望調査が行われた。前回（1月上旬）は将来計画委員会の各系列委員とその系列の教官との個別面談形式によるものであったが、今回は教養部長名の説明文を付した調査用紙に希望順位（2位まで）と回答者の所属系列のみを記入させる方式であった。調査の結果は2月12日の教授会に報告されたが、表3はその集計数値である〔（ ）内は第2希望数〕。

この数値を基に受け入れ態勢の交渉が各学部との間に続けられたが、特に多数の希望者のある人文学部には、将来計画委員会主唱の懇談会（3月9日）で、教養部の意向が強く主張された。しかし、こうした個別の努力も、やがて4月に入ると平成5年度への概算要求作成という決定的な段階へ向かって、急速に収斂されていくのである。

平成5年度概算要求の作成は、教養部の廃止と教官の分属、それに伴う各学部の学科等の改組という全学的な作業となるため、平成4年4月から評議会内に「幹事会」を設置して専ら事に当たることになったが、4月30日開催の幹事会では、教養部教官の第3回意向調査（4月21日、第1希望のみ）の数値が報告され、これに関連して、各学部が受け入れる教養教官の「基本的数値」を概算要求のために決定した（表4）。

（なお、この時点における各学部の改組案の概要は、学科増設が人文と理の両学部、教育学部も新教育課程の増設、経済および工学部はそれぞれ修士課程の増設または整備であった。）

以後は、教養部教官の意向をできる限り尊重するという前提の下に、この二種の数値を一致させる調整が幹事会を中心として行われたが、その後、5月

表3

人文	教育	経済	理	工	保健セ	その他
16 (30)	7 (34)	4 (7)	13 (15)	2 (6)	6 (0)	1 (3)

表4

	人文	教育	経済	理	工	センター	計
意向	20	20	5	8	6	7	66
基本数	25	14	5	9	5~6	7	65~66

下旬文部省における事前説明の際、教育学部は新課程設置よりは既存の課程の充実を図ることが望ましく、複数のセンター構想は整理が必要であり、特に現在全国的に整備中である保健管理センター（既設）の改組を前提とする「健康スポーツ科学センター案」は問題である、等の指摘があった（5月25日教授会議事録より）。これによって教養部教官の分属先に重大な変更が生じたことは勿論である。教養部教授会と将来計画委員会はその対策に苦慮したが、表5は第1次（平成4年6月10日教授会資料）、第2次（同9月30日資料）概算要求における教官の分属配置数の対比表である。健康スポーツ科学の研究と実践を通じて新しい大学体育の在り方を確立しようとした6名の体育系教官、増加する留学生対策への全学的取り組みを必要とした「日本語・日本事情」担当の教官、大学教育改善検討委員長として最後まで自らの分属先を表明せず、職責を全うしようとした1名の外国語教官、この8名はすべて教育学部に分属することになったのである。

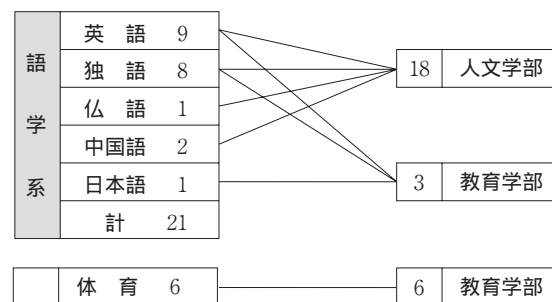
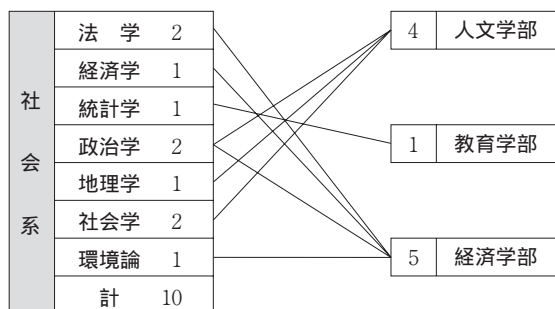
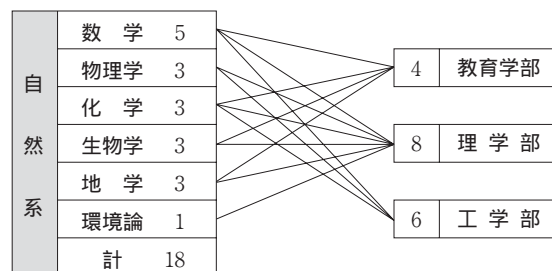
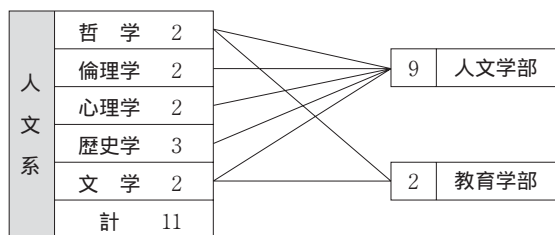
この他にも、分属先の事情に合わせて、大局的見地から自己を抑制した教官も少なくはなかった。ともあれ、教養部廃止による教官の学部分属は、この第2次概算要求の通りに実現したのである。次図に各系列別の分属先を示しておく。

次の図でも明らかであるが、本学の学部構成は学問領域としては人文・社会・自然のすべてにまたがっており、多様な専門性を有する教養部教官の分属を、多大の摩擦を見ることなく可能ならしめた基本的条件であった。さらに本学には、文理学部改組（昭52）以後いわゆる複合学部が存在せず、各学部には教養部廃止を好機として新学部を創設しようとするときエネルギーが存在しなかったことも分属成立の条件であった。

表5

	人文	教育	経済	理	工	健康ス 科学セ	大学教 研セ	国際交 流セ	計
第1次	30	9	5	8	6	6	1	1	66
第2次	30	17	5	8	6	0	0	0	66





## あ と が き

平成5（1993）年3月26日（金）11時25分から教養部最後の教授会が開かれ、「平成3年度以前入学生の単位認定について」等、教養部在籍の学生に対する義務も果たし、約1時間半で閉会した。同日午後4時30分からは「教養部解散パーティー」（教養部主催）が、学長、各学部長、その他を招待して201番教室で開かれ、懇談の一刻を過ごした。しかしこれで終わった訳ではなく、教養部の最初にして最後の「自己点検評価報告書」作製の仕事に、一部の教官と事務官は3月末日まで忙殺された。かくして教養部は終わったのであるが、この「教養部史」には書き漏らした事が多い。それは「まえがき」に

も述べたとおり、創設以来抱えてきた「諸問題」、特に教育上・制度上のそれを時間と共に記述する事に主眼を置いたからである。従って、書き漏らしたのではなく、意識的に書き落としたと言うべきであろうか。教官の研究業績、教養部紀要、また教授会の民主化推進等にも触れなかった。教職員「親和会」の一泊旅行や、金沢大学教養部との軟式野球定期戦の楽しい思い出も割愛した。断腸の想いである。文中に人名（固有名詞）を出さぬ方針を執ったので、歴代教養部長・事務長の年譜を添えることもしなかった。諒承頂ければ幸いである。